

令和7年度第3回黒塩地区廃棄物最終処分場環境対策協議会 会議録

日時 令和8年3月10日(火) 18:30～19:50

場所 黒川コミュニティセンター 研修室

出席委員 黒川町11名 牧島地区10名

顧問 1名(市議) 調整 2名(コミセン長)

伊万里市(事務局):市民交流部長、環境政策課長、リサイクル推進係長

1. 開会

事務局:伊万里ケーブルテレビからの収録等の申し入れあり、許可している。

2. 会長挨拶

今回で3回目の協議会となる。委員の皆様から忌憚のないご意見をいただきたい。

3. 協議事項

(1)視察について

事務局:前回の協議会では、視察の日程が迫り、検討いただく時間が十分に取れず、委員の皆様の中にも様々な意見があるなかで、視察を決定して頂いた。しかしながら、前回の協議会后、視察することで事業者に取り込まれるのではといった心配される声を多数頂いたことから、小島会長と事務局で協議を行った。その結果、今後、委員の一部の方の交替も想定されることから、4月以降に延期することについて委員のご意見を伺いたい。

会長:意見がないようであれば、決を取りたい。4月以降に延期することによるしいか。

(異議なしの声多数)

(2)覚書に盛り込む内容について 資料1 資料2

事務局:前回、排水基準について、より厳しい基準の設定が出来ないかとの意見があり、法や佐賀県の基準の違いを表で説明すると伝えていた。資料1

では、廃棄物処理法、水質汚濁防止法、佐賀県条例の違いを標記している。基本的には基準値は変わらないが、色が濃い項目に違いがありカッコ内の数値は当分の間の暫定値とされている。

事務局：また、排水基準値を上回った場合の対応について、県の担当者によると、廃棄物処理法に基づいて、停止命令を行い、埋立てを停止させ、排水に有害物質が検出された場合は適切に処理させる。事業者は原因を究明し、排水が基準値内に収まったことを県が確認できれば、停止命令を解除する。

事務局：覚書内容説明（資料2）

（質疑）

委員：大栄環境の関与について覚書の4.④で肥前環境の履行責任を大栄環境は連帯して負うとなっているが、この一文にしか大栄環境の記載がない。全ての項目に大栄環境は責任を持たれるのか。

事務局：覚書及び環境保全協定に定める事項について、履行責任を連帯して負うとなっているので、全ての項目に責任を持つ記載となっている。覚書等の内容はまだ事業者を確認していないので、この内容で了承されるかは分からない。

委員：運搬車両の通行記載などを覚書に記載して欲しいという意見があったが、それは環境保全協定に記載するとの事だった。環境保全協定とはどのようなものか。

事務局：以前、参考としてさいたま市の協定案をお配りしたが、環境保全協定の段階になると、3.地域振興関係の部分は環境保全協定の内容としては馴染まないので、覚書の中に入ってくる。環境保全協定は、生活環境や自然環境を守っていくための協定になる。

委員：覚書を交わした段階で事業者は工事の着工をするのか。

事務局：前回は説明したが、覚書に基づいた環境保全協定の締結が工事の着工になるだろうと考えている。

委員：排水基準について、法令は遵守することは当たり前で、他の企業と同じ立場で、自主規制として厳しい基準で管理するといった文言を入れることができないか。

事務局：水質汚濁防止法は特定施設からの排水が対象となり、廃棄物最終処分場は特定施設に該当しないため、水質汚濁防止法や県の環境の保全と創造に関する条例の対象とならない。法や条例の基準を適用させるかは事業

者がどう考えるかになる。まずは事業者を確認する必要がある。

委員 : クリーンパークさがを視察した際に、埋立て完了後しばらくは数値の測定を行うが、基準をクリアした後は測定しないという回答であった。半永久的に検査をして報告をしてもらいたいという内容を盛り込めないか。

事務局 : 最終処分場としての法的な位置付けがある間は、定期的に測定する義務があるが、施設廃止後は義務がなくなる。今後10年間といった期限を設けることは考えられるが、検査を行うことを事業者が了承されるかは分からない。

委員 : 環境保全協定の時期はいつ頃と考えられているのか。

事務局 : 設立総会時に示したスケジュールでは6月末頃としているが、必ずその日程に縛られるわけではない。環境保全協定の内容が煮詰まり、お互いの合意が得られた時が協定締結となる。

委員 : 市は協議会にいつまで関わってくれるのか。

事務局 : 埋立て終了後、廃棄物最終処分場が廃止されるまでは関わっていく。

委員 : 覚書の2. ③に具体的な交通規制などの記載がないが、環境保全協定のなかに盛り込まれるのか。

会長 : 4月以降の環境保全協定の内容の検討の段階で話し合うことになる。

委員 : 地域振興策については、黒川町、牧島地区でそれぞれ個別に協議するものなのか。協定書で記載してもらおう方が良いと思うが。

会長 : 行事への協力等については、口頭でその都度要請して良いのではないか。

委員 : 処分場が出来ることによりこれまで以上に交通量が多くなるので道路整備についても今回の件に関連して関係機関へ要請していった良いのではないか。

委員 : さいたま市の保全協定案を見ていたら、事業の承継に係る項目があった。肥前環境が事業を譲渡した場合や倒産した場合は県や市が排水の確認をされるのか。

事務局 : 事業譲渡する場合は、協定上の地位などを引き継ぐものとするという文言を入れる必要があるし、仮に倒産した場合は、廃棄物の埋立量に応じて積立金を収める必要があるので、その原資を使って県が廃止に向けて管理をされることになる。

事務局 : 今後、覚書に事業者による水質の自主管理の分を加えて事業者を確認していただく。そこで了承されない場合は、再度協議をお願いすることになると思う。

委員 : 協議会に対する意見が他の委員から配られたが、その中で廃棄物の「埋め立て」ではなく「積み上げ」ではないかと主張されている。環境省に

問合せされたが、県に確認するよう言われ、県からはまだ回答を得られていないようだ。法的に問題がないのか市で改めて確認していただくことが出来ないか。

事務局：県は法に則って許可を出されているので、山のように積むことも埋め立てとされている。事業者から山積みに埋め立てる計画が出され、大学の先生で構成される審査会を得て許可が出ているので、法的に問題はないだろうと考えている。肥前環境からは他の施設で山積みするような埋立方式を取っているという説明があっている。

4. その他

(事務局より今後のスケジュールを説明)

5. 閉会